

新型コロナウイルスを防ぐため 久留米市からのお願い

1 日常生活での感染対策を徹底してください

- 石鹸での手洗いやアルコール消毒液での消毒
- 正しいマスク着用を含む咳エチケット
- 自宅内などの定期的な換気
- 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

2 発熱など風邪症状がある方は外出を避けてください

- 毎日体温を測定して記録してください
- 学校や仕事を休み、外出を避け、自宅で療養してください
- 外出が必要な場合は、マスクを着けてください

※事業主の皆様へ：休暇などを取りやすいようにご協力をお願いします。

3 感染の不安がある方は、まず相談してください

- ① 風邪の症状や 37.5 度以上の熱が 4 日以上続く
(高齢者、基礎疾患のある方や妊婦の方は 2 日程度)
 - ② 強いだるさや息苦しさがある
- のいずれかに該当する方は、下記相談センターに連絡してください

※この基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

○久留米市新型コロナウイルス相談センター(帰国者・接触者相談センター)

TEL 0942-30-9335

※土日祝日も対応します。開所時間以外の時間帯は、音声ガイドに従ってください。

○厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-56-5653

■最新情報は久留米市ホームページをご覧ください。

※2020年3月2日久留米市保健所作成



市HPへ
QRコード



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



1 労第 3 6 6 号
令和 2 年 3 月 3 日

市内企業・事業所の皆さまへ

久留米市新型コロナウイルス対策本部長
久留米市長 大久保 勉
(商工観光労働部 労政課)

新型コロナウイルス感染症対策における 従業員の方々が休みやすい環境の整備について (お願い)

久留米市では、3月9日(月)から市立の小中学校・高校を臨時休校いたします。

つきましては、患者・感染者との接触機会を減らし、感染症対策の実効性を担保する観点から、発熱等の風邪症状が見られる従業員の方々が休みを取りやすくなる環境を整えていただくとともに、子どもを持つ従業員の方々の勤務等に関しご配慮をお願いいたします。

具体的には、特に低学年のお子さまをご家庭で見ることができない人がいない従業員の方々が、ご家庭でお子さまの面倒を見られるよう、休暇取得などに関してご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 休校期間

令和2年3月9日(月)から24日(火)まで

ただし、市内で感染者が出た場合は、この限りではありません。

なお、3月25日(水)から4月5日(日)までは春休みです。

2. 対応例

(1) 休暇取得等での柔軟な対応

- ① 優先的な有給休暇の取得
- ② 短時間でも休むことができるような時間年休や欠勤などの弾力的な運用
- ③ 子どもの預け先がない等の事情がある従業員への特別有休休暇の付与
- ④ 在宅勤務や子連れ出勤への対応

(2) 働きやすい環境の整備

- ① 感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用
- ② 労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備

3. 相談窓口等

各企業・事業所での実施にあたっては、厚生労働省などに特別相談窓口が開設されておりますので、詳しくは、裏面のURLからご覧ください。

労働時間、賃金、解雇などの労働条件や就業規則改正に関する相談

<久留米総合労働相談コーナー（久留米労働基準監督署内）>

場 所：久留米市諏訪野町 2401

電話番号：0942-33-7251

相談時間：月曜～金曜（祝日除く）9時～16時45分

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関するご相談

<福岡労働局>

◆新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の開設について

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/28osirase/00230.html>

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等に関するご相談

<福岡県>

◆新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の開設について

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19roudousoudan.html>

<厚生労働省>

◆新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

◆新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）<厚生労働省>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

◆新型コロナウイルスについての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

◆新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

<経済産業省>

◆企業への影響を緩和し、支援するための施策について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

<久留米市>

◆テレワークの積極的な活用について（商工観光労働部 労政課 0942-30-9046）

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9093rousei/3010oshirase/2020-0226-1153-80.html>

◆資金繰り等の相談について（商工観光労働部 商工政策課 0942-30-9133）

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9089syoko/3010oshirase/2020-0218-1210-74.html>